

上山市議会議録

第 5 2 1 回臨時会

(令和 4 年 4 月 1 5 日)

令和4年4月15日（金曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

令和4年4月15日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第26号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第1号）
日程第 5 議第27号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1 番	長	澤	長右衛門	議員	2 番	石	山	正	明	議員	
3 番	佐	藤	光 義	議員	4 番	守	岡		等	議員	
5 番	高	橋	要 市	議員	6 番	棚	井	裕	一	議員	
7 番	谷	江	正 照	議員	8 番	尾	形	み ち	子	議員	
9 番	川	口		豊	議員	1 0 番	中	川	と み	子	議員
1 1 番	神	保	光 一	議員	1 2 番	枝	松	直	樹	議員	
1 3 番	川	崎	朋 巳	議員	1 4 番	高	橋	義	明	議員	
1 5 番	大	沢	芳 朋	議員							

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	山 本 幸 靖	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	富 士 英 樹	市政戦略課長
鈴木 英 夫	財政課長	前 田 豊 孝	税務課長
佐藤 毅	市民生活課長	鈴木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福祉課長	大 澤 泰 雄	子ども子育て課長
木 村 昌 光	商工課長	安 田 紀 之	観光・ブランド 推進課長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局局長	横 戸 利 平	建設課長
須 貝 信 亮	上下水道課長	武 田 浩	会計管理 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消防長	横 戸 隆	教育委員 会長
土 屋 光 博	教育委員 会長	塚 原 洋 樹	教育委員 会長
高 橋 秀 典	生涯学習課長	舟 越 信 弘	教育委員 会長
板 垣 郁 子	選挙管理委員会 選委員	花 谷 和 男	スポーツ振興課長
大 和 啓	監査委員	鈴 木 淳 子	農業委員 会長
			監事 査務 委員 局長

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局 長	鈴木 淳 一	副 主 幹
伊 藤 寛 人	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 会

○長澤長右衛門議長 去る4月8日告示になりました第521回臨時会をただいまから開会いたします。

開 議

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達し

ておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る4月13日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります、提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は、予算議案1件、条例議案1件、承認議案1件であります、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○長澤長右衛門議長 日程第1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。

事務局長。

〔金沢直之事務局長 登壇〕

○金沢直之事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る4月8日、上山市告示第132号によって、令和4年4月15日、上山市議会第521回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和4年4月8日、議第18号をもって、地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第521回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○長澤長右衛門議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

5番 高 橋 要 市 議員

7番 谷 江 正 照 議員

9番 川 口 豊 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○長澤長右衛門議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員

長報告のとおり本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日と決しました。

~~~~~

**日程第４ 議第２６号 令和４年度  
上山市一般会計補正予算  
(第１号)**

○長澤長右衛門議長 日程第４、議第２６号令和４年度上山市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第２６号令和４年度上山市一般会計補正予算（第１号）についてであります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など、早急に予算措置を必要とする経費について計上するもので、歳入歳出それぞれ３億円を追加し、予算の総額を１５５億３、０００万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、２款総務費において、八幡丁自治会、権現堂地区会、高松地区会及び矢来二丁目地区自治会が実施する備品の整備に要する経費のほか、豪雪により破損した旧めんごりあの屋根の復旧に要する経費を計上するものであります。

７款商工費につきましては、キャッシュレス

決済ポイント還元事業に要する経費のほか、市内宿泊施設の宿泊料の一部を支援する経費などを計上するものであります。

１０款教育費につきましては、豪雪により破損した武家屋敷三輪家の屋根の復旧に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第２６号令和４年度上山市一般会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。

令和４年度上山市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５５億３、０００万円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第１表 歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

２款総務費１項５目財産管理費は２５０万円を追加し、補正後の額を１億３、４５０万２、０００円とするものであります。財産管理費で、上山市シルバー人材センターに賃貸してい

る旧めんごりあにおいて、この冬の豪雪により建物北側屋根の軒先が損傷したため、復旧に要する工事請負費を増額するものであります。

6目企画費は530万円を追加し、補正後の額を7億1,479万4,000円とするものでありますが、まちづくり推進事業費で、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業交付金の交付決定を受け、八幡丁自治会、権現堂地区会及び高松地区会が実施する公民館備品の整備事業に対し、補助金を措置するものであります。

8目市民生活対策費は100万円を追加し、補正後の額を3,158万8,000円とするものでありますが、防災対策推進費で、コミュニティ助成事業交付金の交付決定を受け、矢来二丁目地区自治会が実施する防災備品の整備事業に対し、補助金を措置するものであります。

7款商工費1項2目商工業振興費は1億6,820万円を追加し、補正後の額を12億2,055万5,000円とするものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策費（経営維持）では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の事業の継続及び経営の安定化を図るため、融資を受けるための経営改善計画等の策定に要する経費に対し、補助率2分の1、上限50万円の補助金を措置するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）では、3つの支援事業を行うものであります。

1つには、非接触型決済取引による感染症の拡大防止と中小企業者等の支援を目的に、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する委託料等を措置するもので、キャッシュレス決済により買物等を行った方を対象に、プレミアム

率20%のポイントを還元するものであります。また、実施期間は4か月間を予定し、決済事業者につきましては複数社を選定するものであります。

2つには、個人事業主や中小企業者等が行う通販用サイトの構築、テークアウト・デリバリーなどの非接触型事業の整備に要する経費に対し、補助率2分の1、上限30万円を支援する補助金を250万円措置するものであります。

3つには、感染症拡大の影響を乗り越え、新たなビジネスモデルの展開、新製品・新技術の量産化、サービス提供体制の改善等を図るために必要な設備投資を行う事業者に対し、補助率2分の1、上限500万円を支援する補助金を3,000万円措置するものであります。

4目観光物産費は1億2,000万円を追加し、補正後の額を1億6,490万8,000円とするものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）で、市内宿泊施設の宿泊客数の安定的な回復と、その波及効果により市内経済活動を喚起するため、上山市観光物産協会が実施する宿泊料を割引する事業などに対し補助金を措置するもので、国・県が実施する今後の支援内容を見極めながら実施をするものであります。

また、補正額はありますが、上山型温泉クアオルト事業費で、コミュニティ助成事業交付金の交付決定を受け当初予算に計上している「クアオルトかみのやま」未来シンポジウムの事業費に対し、交付金を充てる財源更正を行うものであります。財源内訳を御覧いただきますと、特定財源のその他に200万円を計上し、一般財源を200万円減額するものであります。

10款教育費5項4目文化芸術費は300万円を追加し、補正後の額を2,530万4,0

00円とするものでありますが、武家屋敷保存活用事業費で、武家屋敷三輪家において、この冬の豪雪により屋根の頂に設けられたぐしが傾くとともにカヤが抜け落ち雨漏りが生じていることから、復旧に要する工事請負費を措置するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました、歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

最初に、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は1億8,500万円を追加し、補正後の額を2億2,113万4,000円とするものでありますが、国の令和3年度補正予算で措置されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

なお、このたびの臨時交付金の内示総額は2億501万8,000円であります。残余の約2,000万円につきましては、後日予算化する事業に充てる予定としております。

16款県支出金2項5目商工費県補助金は2,860万円を追加し、補正後の額を4,860万円とするものでありますが、キャッシュレス決済ポイント還元事業に対する地域消費喚起推進事業費補助金を計上するものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は7,810万円を追加し、補正後の額を1億7,810万円とするものでありますが、前年度繰越金を増額計上するものであります。

21款諸収入5項3目雑入は830万円を追加し、補正後の額を2億3,803万1,000円とするものでありますが、コミュニティ助成事業交付金を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○長澤長右衛門議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第26号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま12番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第26号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を区分して行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、7款商工費についての質疑、発言を許します。  
石山正明議員。

○2番 石山正明議員 7款の商工費についてお伺いをいたします。

前回もキャッシュレス決済ということでPay Payで実施したかと思いますが、その折に大体7割ぐらい執行されて、3割ぐらいちょっと予算的には執行できなかったというようなお話を聞いております。

この事業展開するに当たっては、どれぐらい市内だけではなくて、市外あるいは県外につい

て積極的にPRしていくかというのが大きな課題にはなろうかと思えますけれども、その点について、広報の方法についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 広報につきましては、これまでと同じような形にはなりますけれども、市報であったり、SNSを使ったり、ホームページ等でも当然周知をしてまいります。あと、これは受託業者が決定してからになりますけれども、その広報の方法につきましても提案を受けながら、新聞ですとか、地方紙といいますか、タウン誌ですね。そういった部分の活用も考えながら、より多くの方に分かっていたいただけるような周知が行き届くような方法を考えていきたいというふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 恐らく、本市だけではなくてほかの市町村でも同じような動きが出てくるかなという気がしておりますが、このポイントの還元率について、例えばほかの市町村と同じ場合には、どうしてもやはりほかのところに目が行ってしまうというようなところがございます。これから事業者が決定してからというようなお話でございますけれども、その還元率についても、やはり他の市町村との格差をというか、差をつけるべきだと私は思っております。その辺についてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 還元率ということでは、30%であったり、山形市で現在行っております「ベニpay」などというものもありますけれども、そこでは50%のプレミアム率を設けているところでございます。

プレミアム率につきましては、やはりその割合を高くすれば、その事業期間だけは一時的に消費喚起が図られるということはあるかと思えます。そういった高いプレミアム率にした場合というのは、例えばですけれども、旅館の宿泊で利用されるような場合については、部屋数というのはもう決まっているものですから、受入れのキャパシティが決まっておりますので、そういった部分で、せっかく宿泊する機会をそこでの機会を失うことになりまして、結果として売上げ増につながなくなるような場合もございます。そういったところで、プレミアムにつきましては、前回と同じ程度で期間を長くしてほしいという意見も寄せられているようなところでございます。

また、高いプレミアム率をつけるということにつきまして、消費者の方が慣れてしまうというようなこともありますと、本事業を行った後のリバウンドによる消費の低迷に対する懸念も考えられるものですから、現時点においては20%のプレミアム率でいきたいというふうに考えておるところでございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。神保光一議員。

○11番 神保光一議員 私もキャッシュレスポイント還元事業について、まず1点お伺いしたいところがあります。

先ほどもございましたが、前回70%、約7割の達成率ということで、私個人的には比較的ちょうどいいところに着地できたのかなと思っていまして、というのは、前回もお聞きしたかと思うんですが、予算額が終わったら終わりというふうになるのではなくて、前回と同様であれば、期間通して、予算超えてもポイント還元が続くと思うんですが、もしこの予算額

を超える反響があった場合、金額とか予算面でどういった対応になるのかというところをお答えいただければと思います。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 予算を超えた部分ということになりますけれども、今現在、計上させていただいている予算につきましても、シミュレーションをさせていただいて、昨年度実施分よりも上回るような形を考えておるところでございますが、実際市外からの利用者などもどのような動きになるかということが、当然予想はしているものの、それ以上になるということも考えられますので、そういった部分については、改めて補正予算ですとかを考えていかなければならないというふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 神保光一議員。

○11番 神保光一議員 前回上山で実施する前に、酒田市でやられて、すごい盛況で億単位で追加分が発生したなんて話が出ていたりしているので、今回のこの件に関して、物すごい反響があった場合、一般財源のほか、例えば追加分出すことになるのか、国から予算を取れるのかというところがもし分かれば、回答いただければと思います。

○長澤長右衛門議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 国のほうの臨時交付金の額というのは、令和3年度中に既に示されておりますので、これから状況的な変化がない限りは、その追加というのはないものというふうに判断しております。

○長澤長右衛門議長 神保光一議員。

○11番 神保光一議員 分かりました。

次に、宿泊施設の割引の件に関してお伺いしたいと思います。

先ほど財政課長の説明で、国や県の動きを見

てというふうなお話があったと思うんですが、まず、国や県で今、春旅キャンペーンをやっていますけれども、そういった形でもしこれからもあった場合、追加で例えば上乗せをこの予算で考えているかどうかということと、あと先ほどのキャッシュレス決済と関連してなんですけれども、多分もしやるのであれば、期間がかぶったりすることが出てくるかと思うんですが、よくある県のキャンペーンだと、決済が例えば現金のみであったりという記憶がありまして、今回のキャッシュレス決済と同時にする場合、例えば支払いはキャッシュレスと、要は併用してできるかとか、そういったところの考えはどのようなか、お示しいただきたいと思います。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 まず、1つ目の上乗せ併用の適用について、割引の併用について考えているかというところでございますけれども、基本的には極力しないことで想定できればと考えております。現在、御存じのとおり、国の動向も非常に不透明な状況が多いため、観光関係団体とも協議しながらその支援内容については柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目なんですけれども、期間の重複については現時点その国・県の施策との兼ね合いということもございますので、実施時期がはっきりしておりません。ですので、いわゆるキャッシュレス決済との重複というのがどのくらい発生してくるのかが、今のところまだ分からないところではございます。仮に重複した場合に、キャッシュレス決済と現金の支払いとかの併用ということはあるかと思いま

すが、状況を見て判断していくことになるか  
と思います。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませ  
んか。谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 私は、キャッシュレス  
決済の部分でお尋ねしたいと思います。

事業期間は4か月を考えているということで  
ございましたが、具体的にいつから、何月から  
何月を考えているんだというのがありましたら  
まずお示しいただきたいのですが、よろしくお  
願ひいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 現時点においては、9月  
から開始で12月までの4か月間を検討してい  
るところでございますが、受託します事業者、  
それから市内の事業者の声なども聞きながら、  
決定してまいりたいというふうに考えておるこ  
ろでございます。

○長澤長右衛門議長 谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 9月、12月、前回の  
Pay Payの事後のアンケートでもこのよう  
な時期がいいというふうな事業者の答えがあ  
り、非常に合致していいなと思っております。

また、この部分であります、本市で新規事  
業のオウンドメディアもこの頃にはもうある程  
度は立ち上がり、事業ができるのではないかと  
私は推測しているんですけれども、オウンドメ  
ディアのまず第一の仕事としましてこのキャン  
ペーンのPR、といいますのは、前回のポイン  
ト事業のアンケートで、初期の認知度が弱かつ  
たと、徐々に尻上がりでよくなったけれども、  
初期からもっと認知が上がっていれば、この7  
割達成というところをもっと上に行けたんじゃ  
ないかという反省がございます。ですので、新  
規事業のオウンドメディアを活用した初期から

の立ち上がりを上げるようなこのキャンペーン  
の取組が必要だと思っております、そこはかが  
でしょうか。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課  
長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 オウンド  
メディア等については、現在準備をしていると  
ころでございます、はっきりとその時期に間  
に合うかどうかといったところについては、お  
答えまだしかねるところではございます。

ただ、先ほど商工課長が申し上げたとおり、  
この初期の立ち上がりということに関して、市  
報やホームページ、あるいはSNS等を使った  
広報については、連携してやっていきたいとい  
うふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 ぜひ新規事業で華々し  
く立ち上がるときの一つのポイントの事業にも  
なるとしますので、何とか頑張っていただき  
たいと思います。よろしく願ひいたします。

次に、一般質問でもお尋ねしましたが、この  
ようなキャンペーンの場合は、ふだんの消費行  
動が、単純にキャッシュレスに置き換わるだけ  
で売上げが増加しなかったという声も来ており  
ます。また、買うものも日用品やお酒や必需品  
などで、新たな商品に結びつかないということ  
も、もう執行部の方も御存じだということでご  
ざいます。

業種や扱う商品によって貢献度が違うという  
部分に関しまして、この大きな期間、大きな事  
業費を使った事業でどのように改善していけれ  
る考えなのかをお示しいただきたいと思いま  
す。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 やはり日用品であったり

生活必需品、そういった部分への利用というのは当然多くなるというふうには考えております。ただ、この機会に上山のお店を知っていただくという部分で、他市からも来ていただくというようなことも当然考えておるわけですから、各個店のほうでも、また、商店街のほうでも、イベントであったりとか、このキャンペーンに合わせた形でやっていただくことによって、より消費のほうも喚起されるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この4月から年金が0.4%ほど下がるということから、公明党が発案したんでしょうけれども、年金生活者に5,000円を給付するというような話を総理に持ちかけて、しかし自民党ではこれ駄目だということになったわけですが、要するに何を言いたいかというと、やはり最初からこの制度に入ってこられない、スマホを持っていない人に対して、市長は12月の段階で、一般質問で「紙ベースは出さない」というふうに明言されたわけでありまして。それを承知の上ですが、やはり最初から高齢者が外れてしまっていて、キャッシュレス決済キャンペーンをどんどんやればやるほど、「うちらは蚊帳の外だ」という意識を持つ方がどれほどおられるかということについて、危惧しております。

ですから、やはり行政施策は、たとえ経済対策だとはいえ、やはり一市民としては反発をする方もおられるのではないかと。この点について、併用型というやり方もあるようですが、何らかの手だてで65歳以上、高齢者に対するプレミアム付きの消費の形態を取れないかということをごの程度御検討されて、今回の決

定に至ったのか、伺います。

○長澤長右衛門議長 市長。

○横戸長兵衛市長 前回も答弁しましたがけれども、今回に当たっても、いろいろなところに聞いてみました。まず、商工会に聞いてみたんですが、やはり紙ベースですと、事務的なものが非常に煩雑になると。これからの時代といいましょうか、今、スマホ決済とかそういうことをやっている中では、こういうやり方のほうがいいですよという結論もいただきました。話もいただきました。

あとは、長井市でやっていたものをこの間テレビ見ましたがけれども、年寄りの方々も頑張ろうというようなことで、いろいろ説明を聞いたやりしてやっておりましてし、今、枝松議員がおっしゃいましたけれども、結構年配者でもスマホを持っている人、多いですね。自宅で。大体持っているでしょう。

そうなるとうやはり今回デジタル推進室も設けましたがけれども、社会の流れはそういう方向なんですよね。だから、何も疎外するということじゃなくて、一緒にやはりこれからの時代はそういう方向に行くわけですから、そういう方向に導いていくと。

だから、捨てるんじゃないで、お互いに協力をし合って、家族とか、あるいは友達とか、そういう方々も、あるいは店の方々も、商工会も、そういうふうな形で協力をしていくという体制をしていかないと、いつまでもそういう方々に対応どうするんだという議論が出てくるわけですがけれども、何も切り捨てるということじゃなくて、やはりそこに協力をさせていただく、あるいはその層にどういう形で普及をしていくかということが、これから我々行政も、あるいは商工会だって、お店だって問われるわけで

すし、また、そういう方向に行っていただきたいという思いで、こういう政策といいましょうか、こういうことを続けていくということでございます。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 市長のおっしゃることも分かりますが、やはり結果的には取り残されてしまうということに変わりはないわけであります。確かにスマホを持っている人の比率は多くなっているとはいえ、順次3Gは終了していますけれども、でも結構な数はまだ残っていると思います。

それで、スマホを使わない形での、あるいは紙がそんなに大変であったら、別な形で高齢者に対して、これは福祉政策とは違うわけですが、何らかのそういう人たちに対するメッセージを発することができないかということが、私の今のジレンマでありまして、何かしらの御検討をいただければ幸いです、その辺についてはもう全く今の流れはこれだからということで、市長のほうとしては、全然考える余地もないということでございましょうか。

○長澤長右衛門議長 市長。

○横戸長兵衛市長 断定的にそう言われても困りますけれども、だから先ほど言ったように、商工会であったり、あるいはお店であったり、あるいは家庭であったり、我々行政がどういう広報、あれができるか分かりませんが、やらないから切捨てということじゃないんですよ、これは。そう断定してしまうと、何でもそうなりますからね。

ですから、そういうことじゃなくて、やはりみんなで、例えばそういう層があったならば、そこに対してどうやっていくのかということをしていかないと進まないですよ、前にね。世の

中が。ですから、やはりそこはそういう悲観的な考え方でなくて、肯定的な、いわゆるポジティブな考え方でいきましょう。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 市長の呼びかけも分かりますけれども、現実には現実ですから。利用できない、明らかに。それはもうはっきりしているわけでありまして、今後のほかの行政施策の中でも同じことが言われるかもしれませんが、スマホをとにかく持たないと参加できないということは厳然とした事実としてあるわけでありまして、私はだからそこにこだわらず、選択をして使わないということであればいいんですけれども、最初からスマホを持つことが前提だとなると、幾ら世の中の流れとはいえ、そうそうこれからITを勉強しようという高齢者がそんなに多いわけでもないのかなと思ひまして、これは幾ら言ってもあれでしょうからこれで終わりますが、以上です。

○長澤長右衛門議長 尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 私のほうも、このキャッシュレス決済のことについての質問をさせていただきます。

前回のキャッシュレス決済、金額の上限が設定されたということであります。今回もその金額の上限がもう既に幾らというようなことで決まっているのかどうかをお伺いいたします。

あと、もう1点ですけれども、それぞれスマホ、au決済それからPayPay、そしてd払いというようなそういったものがあり、この様々なものを勘案すると、大変還元率も使い勝手もいいというようなことでありますけれども、そういったことも含めて、今後、こちらのほうはどうかさっているか、お聞きいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 初めに、上限設定の部分でございますが、受託業者が決まってから正式なところは決まってまいりますけれども、基本的には前回と同じような形で、1回の支払いに対して2,000円が上限ということと、1か月1万円というところは変えなくてもいいのかなというふうには思っておりますが、状況を見ながら、利用者、それから事業者の声を聞きながら、そういったところは決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

もう1点のa u、d払い等の部分でございますが、その設定についても受託業者が決まらないうと、公募で決めますので、現在は決まっておるところではございませんけれども、当然利用者目線から見れば、いろいろなところで使えるほうがいいと思いますので、なるべく普及が進んでいるような事業者を選定するような形を考えておるところでございます。

○長澤長右衛門議長 尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 ほとんど前回と同じというようなことでありますので、先ほど言ったように、初期のほうもこれは有効的に進むのではないかなと思うんですけれども、やはりこの1か月1万円というのは、一般消費者としてはもうちょっと幅を上げるというようなことができるのかどうか。要するに、1万円を2万円に変えるというようなことでありますけれども、そういった現実もアンケートの調査によると出ているというようなことでありますので、その辺のところはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

○木村昌光商工課長 その条件につきましては、今後状況を見ながら決定していきたいとい

うことで先ほど申し上げたとおりでございますが、ですので変更ということは、幅を持たせるということは可能でございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 観光物産費の新型コロナウイルス感染症対策費の1億2,000万円、先ほどこれ、宿泊向けというような形でのお話ありましたけれども、昨年度、一般社団法人観光物産協会のほうで、夏旅というふうな形で日帰りのプランも作成し、これは飲食店をはじめ、宿泊をしない日帰り食堂でも相当潤ったというふうなことで聞いております。これは宿泊に限定したものなのか、あるいは観光物産協会のほうからそういった要望があれば、その去年の夏旅のような、いわゆる日帰りプランのほうにも充当させていただけるのか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 現時点の構想といたしましては、宿泊費の一部を補助するという形に限定をさせていただいております。

○長澤長右衛門議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 分かりました。現時点ではというふうなことでありますけれども、今後、そういった御検討をなさるお考えがあるのかないのか、お聞かせください。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 今回の予算に関して言いますと、新型コロナ対策というところから発しているものでございますので、宿泊費の限定という施策に限定をさせていただ

く予定でございますが、それ以外のことにつきましては、観光物産協会等と意見交換をしながら、検討していくような案件かというふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入について質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第26号令和4年度上山市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第5 議第27号 上山市市税

条例の一部を改正する条例の制定について

○長澤長右衛門議長 日程第5、議第27号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第27号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

その主な改正内容は、国民健康保険税において、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げるものであります。

なお、詳細につきましては税務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 税務課長。

〔前田豊孝税務課長 登壇〕

○前田豊孝税務課長 命によりまして、議第27号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げについて、必要な改正を行うものであります。

それでは条例の改正箇所について御説明いたしますので、議案書の1ページをお開き願います。

なお、改正箇所につきましては、下線で示してあるところになります。

最初に、第128条第2項であります。国

民健康保険税の基礎課税額の限度額を63万円から65万円に改正し、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に改正するほか、字句の整理を行うものであります。

次に、第135条であります。第128条の改正に伴い、第1項では、2ページをお開きいただきたいと思います。保険税の減額措置後の基礎課税額の限度額を63万円から65万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に改正するものであります。

続きまして、条例附則について御説明申し上げます。

附則第20条であります。この条文の中で、第135条第1項を引用する際に、「同条中」としているものを「同項中」と改正するものであります。

これは、令和4年度より、未就学児の国民健康保険税を減額する条項を、第135条に第2項として新設したことによって改めるものであります。

なお、附則であります。1の施行期日につきましては、公布の日から施行するとするものであり、2の経過措置につきましては、この条例による改正後の上山市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第27号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第27号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第27号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第 6 承認第 1 号 専決処分の  
承認を求めることについて**

**○長澤長右衛門議長** 日程第 6、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

**○横戸長兵衛市長** ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてであります。ふるさと納税に係る寄附件数の増加に伴い、返礼品の送付等に要する経費が不足するため、緊急に予算を措置することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。よろしくお願いいたします。

**○長澤長右衛門議長** 6 番棚井裕一議員。

**○6 番 棚井裕一議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております承認第 1 号議案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○長澤長右衛門議長** ただいま 6 番棚井裕一議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○長澤長右衛門議長** 御異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○長澤長右衛門議長** 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

承認第 1 号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○長澤長右衛門議長** 御異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号についてはこれを承認することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○長澤長右衛門議長** 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第５２１回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前１０時５５分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

会議録署名議員 谷 江 正 照

同 上 川 口 豊

同 上 高 橋 要 市

